

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第1章	2	2.5	(1)整備対象施設の立地条件等	砂防課公表の公示図書は、区域調書を抜粋したものを公表しているため、詳細内容（横断形状や、空中写真に区域を重ねた図面等）が不明です。詳細を把握する必要があるため、「区域調書」を開示頂けませんでしょうか。箇所名；牛切（b）-3、箇所番号；342-K-077	町では県から公表された資料しかありませんので開示できません。
2	34	第2章	3	3.3	(1)運転監視操作業務及び要求水準	③本業務の要求水準に、「業務実施期間を通して、毎日24時間の運転管理体制を確保すること。」と記載あります。遠隔監視設備及び体制を確保するという前提で第1浄水場以外の場所から監視操作は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

5 運転維持管理業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	12	第40条				<p>昨今の労務費に係る指標の上昇は、事業の持続可能性に重大な影響を及ぼしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県電工単価：R6年度 24,100円 → R7年度 26,500円 (+9.96%) ・わずか1年間で約10%の上昇という異例の状況 ・この上昇率が継続した場合、R9年度の運転開始時点では、当初想定との大幅な乖離が発生 <p>本事業のような長期契約において、このような急激な物価上昇を適切に反映できる仕組みの構築は、事業の安定的な履行のために不可欠と考えております。</p> <p>【ご検討いただきたい内容】 物価変動調整について、以下のとおりご検討いただけないでしょうか。</p> <p><第一希望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整基準日：債務負担行為の議会承認を得たR6年度 ・調整実施日：運転開始日（R9年4月） <p><第二希望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整基準日：基本契約締結年度（R7年度） ・調整実施日：運転開始日（R9年4月） <p>【本提案の意義】 本調整方式により、契約締結から運転開始までの期間における物価変動リスクを適切に反映することが可能となり、事業の持続可能性と品質の確保が実現できるものと考えております。</p> <p>貴町におかれましても、長期にわたり安定的なサービス提供を受けられる体制構築につながるものと確信しております。</p>	調整基準日は基本契約締結年度になると考えますが、委託料を変更するかは事業者との協議により決定します。

5 運転維持管理業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2	12	第40条	3			<p>第40条第3項において「変動前業務委託料の100分の1を超える額につき、業務委託料金額の変更に応じなければならない」とありますが、この「100分の1を超える額」の解釈について確認させてください。</p> <p>【条文の趣旨理解】 本条項は、軽微な変動による頻繁な契約変更事務を避けるため、「1%」を調整発動の閾値として設定したものと理解しております。すなわち、1%以下の変動は許容範囲として調整を行わず、1%を超えた場合に初めて物価変動調整の手続きを開始するという趣旨であると考えます。この場合、1%は「調整するか否かの判断基準」であり、実際に調整を行う際には、発生した物価変動の実額全体（1%部分を含む）を反映することが、実態に即した合理的な解釈と考えられます。</p> <p>【本事業における重要性】 本事業は17年間という長期契約であり、以下の理由から実際の物価変動を適切に反映することが不可欠です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1%部分を除外した場合、長期間にわたり累積的に事業者の負担となり、適正な利益確保が困難となります 事業者の経営悪化は、サービス品質の低下や事業継続リスクに直結し、最終的に発注者・利用者の不利益となります 実際の費用負担を適切に反映することで、安定的な事業運営と質の高いサービスの継続的な提供が可能となります <p>【確認】 本契約における第40条第3項は、「1%は調整発動の条件であり、1%を超えた場合は実際の物価変動額全額（1%部分を含む）を調整する」という理解でよろしいでしょうか。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。</p>	ご理解のとおりです。

6 その他の質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1					過去の質疑回答について	本事業で行われた質疑に対して、「実施方針に関する質問及び意見等への回答の公表」、「募集要項等に関する質問への回答の公表」にて御回答頂いた内容は、今回の再度広告に継続され、有効であるとの認識で宜しいでしょうか。	山王取水井に関する回答以外については有効であるご理解ください。